禁転載複製
当日配付
試験終了後公開

D22

「中央職業能力開発協会編」

令和７年度 技能検定
３級 ブロック建築 学科試験問題
(コンクリートブロック工事作業)

1. 試験時間　1時間
2. 問題数　30題
3. 注意事項
   (1)　係員の指示があるまで、この表紙はあけないでください。
   (2)　答案用紙(真偽法用)に検定職種名、作業名、級別、受検番号、氏名を必ず記入してください。
   (3)　係員の指示に従って、問題数を確かめてください。それらに異常がある場合は、黙って手を挙げてください。
   (4)　試験開始の合図で始めてください。
   (5)　解答の方法(真偽法)は次のとおりです。
      イ.　一つ一つの問題の内容が正しいか、誤っているかを判断して解答してください。
      ロ.　答案用紙(マークシート用紙)へ解答する際は、答案用紙に記載されている注意事項に従ってください。
      ハ.　答案用紙の解答欄は、試験問題の題数に応じて解答してください。解答欄は100題まで解答できるようになっています。
   (6)　電子式卓上計算機その他これと同等の機能を有するものは、使用してはいけません。
   (7)　携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等は、使用してはいけません。
   (8)　試験中、質問があるときは、黙って手を挙げてください。ただし、試験問題の内容、漢字の読み方等に関する質問にはお答えできません。
   (9)　試験終了時刻前に解答ができあがった場合は、黙って手を挙げて、係員の指示に従ってください。
   (10)　試験中に手洗いに立ちたいときは、黙って手を挙げて、係員の指示に従ってください。
   (11)　試験終了の合図があったら、筆記用具を置き、係員の指示に従ってください。

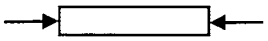
1　帳壁は、一般に、固定荷重や地震力等の建築物に受ける力を負担する壁である。

2　建築基準法関係法令によれば、補強コンクリートブロック造の塀の高さは、3.0m以下としなければならないとされている。

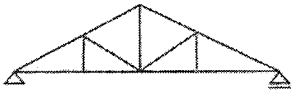
3　木造に使用する筋かいは、主に水平力に抵抗する部材である。

4　ラーメン構造とは、各節点で部材が剛に接合されている骨組みのことをいう。

5　次図は、部材に加わる圧縮力を表している。



6　構造の基本形式として、次図は、ラーメンを表している。



7　墨つぼは、建築現場で基準墨となる地墨や直線を引くために使用する道具である。

8　さしがねは、金属製のL字形の工具で、直角や寸法を測ることができる。

9　スタッフ(箱尺)は、長手と妻手の2辺を直角に接合した大きさ300mm×500mmのステンレス製のものさしである。

10　単管足場の布とは、水平となる部材である。

11　ブロック積み作業終了後に、モルタルのついた工具を洗ったバケツの水を下水ますに直接放流してもよい。

12　日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)によれば、補強コンクリートブロック塀工事の施工図には、充填モルタルの充填箇所を記載する必要はない。

13　日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)によれば、補強コンクリートブロック造工事の施工計画書に施工図は、含まれない。

14　ベンチマークは、建築物の基準位置、基準高を決める原点である。

15　ブロック塀工事に伴い、道路で作業をする場合は、所轄警察署長に道路使用許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。

16　日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)によれば、コンクリートブロックの普通目地工法の1日の積み高さは、1.6m以下を原則とするとされている。

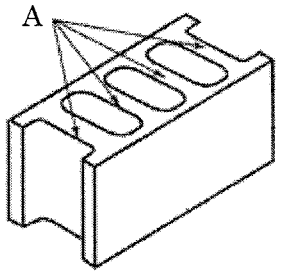
17　目地モルタル、充填モルタル及び充填コンクリートには、十分に硬化するまで有害な衝撃、振動を与えてはならない。

18　野積み中のコンクリートブロックは、土などで汚れないようにすれば、雨水等の吸収に関係なく貯蔵してよい。

19　コンクリート工事において、スペーサは、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを確保するために使用される部品である。

20　日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)によれば、セラミックタイル張りは、突付け目地となるように行うこととされている。

21　次図のA部は、空洞ブロックのフェイスシェルである。



22　日本産業規格(JIS)によれば、鉄筋の種類の記号で、異形棒鋼はSRである。

23　コンクリートは、アルカリ性である。

24　日本産業規格(JIS)の建築製図通則によれば、次図は、出入口一般を表す平面表示記号である。



25　日本産業規格(JIS)の建築製図通則によれば、次図は、畳を表す材料構造表示記号である。



26　矩計図とは、建物の垂直断面を詳細に表す図をいう。

27　建築基準法関係法令によれば、住宅に附属する門及び塀は、建築物ではない。

28　建築基準法関係法令によれば、モルタルは不燃材料である。

29　労働安全衛生法関係法令によれば、事業者は、つり足場の上で脚立を用いて労働者に作業させてはならないとされている。

30　労働安全衛生法関係法令によれば、事業者は、高さ2m以上の箇所で作業を行う場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならないとされている。